

別表(第2次)

第2次申請用

① 中小企業者(個人事業主含む。)とは

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び個人事業主。ただし、旅館業については中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
サービス業 (飲食・宿泊含む)	5千万円以下	100人以下 (※旅館業は200人以下)
小売業	5千万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

② 対象施設リスト

ア 兵庫県の休業要請(協力依頼を含む。)を受けていた施設

カテゴリー	分類番号	対象	備考
遊興施設	1	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、サロン、ホストクラブ、ディスコ	
	2	性風俗店、デリヘル、個室ビデオ店、出会い系喫茶、テレフォンクラブ	
	3	アダルトショップ	
	4	インターネットカフェ、漫画喫茶	
	5	カラオケボックス、カラオケ喫茶	
	6	射的場	
	7	ライブハウス	
	8	場外馬(車・舟)券場	
劇場等	9	劇場、観覧場、プラネタリウム、演芸場	
	10	映画館	
集会・展示施設	11	集会場、公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール	
	12	貸会議室	
運動・遊技施設	13	体育館	
	14	屋内・屋外水泳場、スケート場、陸上競技場、野球場、テニス場、弓道場、ボウリング場、ビリヤード場	屋外施設を除く(観覧席部分は対象)。
	15	スポーツクラブ	
	16	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	17	ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	
	18	マージャン店、囲碁・将棋所	
	19	パチンコ屋	
	20	ゲームセンター	
	21	テーマパーク、遊園地	
文教施設	22	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専修学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校	

裏面続く

カテゴリー	分類番号	対象	備考
大学・ 学習塾等	23	大学、専門学校、専修学校、各種学校	
	24	日本語学校・外国語学校	
	25	インターナショナルスクール	
	26	自動車教習所	
	27	学習塾、英会話教室	
	28	音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、パソコン等IT関連教室、料理教室	
	29	バレエ教室、体操教室、武術教室、ダンス教室	
博物館等	30	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館	
	31	水族館、動物園、植物園	
ホテル ・ 旅館	32	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
	33	行楽を主目的とする宿泊施設	ホテル・旅館（上記32を除く。）、カプセルホテル又は民泊
商業施設	34	ペットショップ（ペットフード売場除く。）	
	35	ペット美容室（トリミング）	
	36	宝石類や金銀の販売店	
	37	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	38	古物商（質屋を除く。）	
	39	金券ショップ	
	40	古本屋	
	41	おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店	
	42	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	43	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	44	ゴルフショップ	
	45	土産物店	
	46	旅行代理店（店舗）	
	47	アイドルグッズ専門店	
	48	ネイルサロン、まつ毛エクステンション、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、整体院、タトゥースタジオ、占い	
	49	スーパー銭湯、サウナ	
50	写真屋・フォトスタジオ		
51	美術品販売		
52	展望室		

イ 休業を行っていた、又は兵庫県の時間短縮営業の要請を受けていた食事提供施設

カテゴリー	分類番号	対象	備考
食事提供施設	53	飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋	飲食施設（イートインスペース含む。）を有するものに限る。
	54	宿泊業	

ウ 兵庫県の休業要請（協力依頼含む。）を受けて休業していた商業施設（大規模ショッピングセンター）等に入居する施設

カテゴリー	分類番号	対象	備考
商業施設	55	（業種等の制約なし）	